## 【訂正とお詫び】

『改訂 10 版 チャート労働基準法』(平成 29 年 7 月発行)の記載について誤りがございましたので、下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

該当箇所: P313 【別表1】(表中下線部分)

## [訂正前]

年 齢	重 量(単位:キログラム)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
<u>満 18 歳以上</u>	12	8
満 16 歳以上	25	15
満 18 歳未満		
満 16 歳未満	30	20

## [訂正後]

年  齢	重 量(単位:キログラム)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
<u>満 16 歳未満</u>	12	8
満 16 歳以上	25	15
満 18 歳未満		
<u>満 18 歳以上</u>	30	20